

熊本市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について

熊本市いじめ防止等対策委員会委員を次のとおり委嘱したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

区分	氏名	所属・役職名等	備考
弁護士	福西 武夫	森都総合法律事務所 (熊本県弁護士会推薦)	再任
学識経験者	吉田 道雄	熊本大学名誉教授	再任
臨床心理士	高木 ひろみ	特定医療法人佐藤会 弓削病院 臨床心理科	再任
医師	田仲 美緒	精神保健指定医 医療法人横田会 向陽台病院副院長	再任

任期 令和6年(2024年)7月1日から令和8年(2026年)6月30日

(提出理由)

熊本市附属機関設置条例(平成19年条例第2号)第2条及び第3条並びに熊本市いじめ防止等対策委員会運営要綱(平成26年3月28日制定)第3条第2項の規定により、熊本市いじめ防止等対策委員会委員を委嘱するため、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則(昭和27年教育委員会規則第6号)第1条第12号の規定に基づき教育委員会の議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）

（設置）

第2条 別表に定めるところにより、執行機関及び公営企業管理者の附属機関を置く。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し、必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関又は公営企業管理者が別に定める。

別表

5 教育委員会の附属機関

3	熊本市いじめ防止等対策委員会	いじめ防止対策推進法第14条第3項に基づきいじめの防止等のための実効的な対策について検討するとともに、同法第28条第1項に基づく調査を行う。
---	----------------	--

熊本市いじめ防止等対策委員会運営要綱（平成26年3月28日制定）

（組織）

第3条 委員会は、5人以内の委員によって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 学識経験者
- (3) 臨床心理士
- (4) 医師
- (5) 警察関係者

（任期）

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。